

熊谷市監査委員公告第12号

令和7年度市長公室定期監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和7年11月4日

熊谷市監査委員 富井 晴 夫

熊谷市監査委員 腰塚 菜穂子

令和 7 年度市長公室定期監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
1 収入事務 指摘事項なし。 2 支出事務 広報発行事業「印刷費」について、契約条項に基づき提出された納品書に文書収受がされていないものがあったので、熊谷市文書管理規程第 12 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【広報広聴課】 3 契約事務 指摘事項なし。 4 補助金 指摘事項なし。 5 負担金 指摘事項なし。 6 財産管理 (1) 器具購入費で購入した備品が備品登録されていなかったもので、熊谷市物品管理規則第 19 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【危機管理課】 (2) すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていたので、熊谷市物品管理規則第 26 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【危機管理課】	2 支出事務 令和 7 年度分から契約条項に基づき提出された市報の納品書は、毎月適切に収受することとした。 【広報広聴課】 6 財産管理 (1) 購入した備品について、備品受入払出申請を行い備品台帳の登録処理を行った。今後は、熊谷市物品管理規則に基づき適正な事務処理を徹底する。【危機管理課】 (2) すでに廃棄された備品について、備品組替処分申請を行い備品登録の抹消処理を行った。今後は、熊谷市物品管理規則に基づき適正な事務処理を徹底する。【危機管理課】

7 その他 準公金について、熊谷市国際交流協会の通帳の届出印が準公金管理者の管理となっていなかった。また、3万円を超える会費等の現金を長期間課内で保管していることが見受けられたので、熊谷市準公金取扱要綱第3条、第5条及び第6条に基づき適正な管理を行うべきである。 【広報広聴課】	7 その他 通帳の届出印を保管している机の鍵を準公金管理者が管理することとした。 また、受領した現金は、速やかに通帳へ入金することとし、課内で保管しないようにした。 【広報広聴課】
---	---